

返戻金制度について

当有料職業紹介事業所の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

(1) 入社後1ヶ月以内に雇用関係が終了した場合：紹介手数料の75%

(2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に雇用関係が終了した場合：紹介手数料の50%

(3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用関係が終了した場合：紹介手数料の25%

返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上

株式会社ジンザイコネクト

有料職業紹介事業許可番号/29-ユ-300230